

**労働施策の総合的な推進並びに労働者
の雇用の安定及び職業生活の充実等に
関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱**



厚生労働省発職 0925 第 2 号
令和 2 年 9 月 25 日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等
に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める
る。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条の二第一項の規定による公表は、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、直近の三事業年度について、インターネットの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるように行わなければならないこととすること。

二 法第二十七条の二第一項の通常の労働者に準ずる者として厚生労働省令で定める者は、短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）とすること。

三 法第二十七条の二第一項の厚生労働省令で定める施設は、専修学校とすること。

四 法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすること。

- 1 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者であつて修了するところが見込まれるもの

2 次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者及び1に掲げる者に準ずるもの

- (一) 学校又は専修学校を卒業した者
- (二) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者
- (三) 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者であつて卒業することが見込まれるもの又は当該各種学校を卒業した者
- (四) 学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設に在学する者であつて卒業することが見込まれるもの又は当該外国の教育施設を卒業した者

第二 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。

労働施策の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の充実等に 関する法律施行規則の改正内容につい て(要旨)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の改正内容について（要旨）

1. 概要

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）の施行に伴い、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）について、所要の整備を行うもの。

2. 改正内容

(1) 情報公表の方法等

法第27条の2第1項の規定による公表は、おおむね1年に1回以上、公表した日を明らかにして、直近の3事業年度について、インターネットの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるように行わなければならないこととすること。

(2) 通常の労働者に準ずる者

法第27条の2第1項の通常の労働者に準ずる者として厚生労働省令で定める者は、短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）とすること。

(3) 厚生労働省令で定める施設

法第27条の2第1項の厚生労働省令で定める施設は、専修学校とすること。

(4) 新規学卒等採用者に準ずるもの

法第27条の2第1項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとすること。

- ① 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者であって修了することが見込まれるもの
- ② 次に掲げる者であって、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒であって卒業することが見込まれる者及び①に掲げる者に準ずるもの
 - a 学校又は専修学校を卒業した者
 - b 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者
 - c 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は当該各種学校を卒業した者
 - d 学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は当該外国の教育施設を卒業した者

(5) その他

- ①この省令は、令和3年4月1日から施行することとすること。
- ②その他所要の規定の整備を行うこととすること。

3. 根拠法令

法第27条の2第1項

4. 施行期日

令和3年4月1日